

都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 13 号

都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部を改正する
条例

都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和 32 年都留市条例
第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中学校運営協議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 3 月 1 日から適用する。